

陵陽中学校いじめ防止基本方針

平成 28 年度版

1 本校の実態

(1) 本校生徒の実態

本校の生徒のほとんどは、東山小学校・美園小学校・平岸高台小学校・南月寒小学校から入学し、概ね落ち着いて学習に取り組んでいるといえる。しかし、自分を中心とした気の合う小さな集団の中での出来事に敏感に反応する傾向があり、多様な考え方を模索する力、広く周囲を見渡す力、他を思いやる力等に課題が見られる。

(2) 本校のいじめ対応の実態

人間関係のトラブルが起きると、学年のフォロー体制のもと、学級担任が中心となって生徒との面談や指導にあたっている。事故報告を作成し、管理職を始め、生徒指導部全体に共有されるよう取り決めている。家庭連絡は電話のみならず、家庭訪問を推奨しているが、来校いただくこともあり、概ね家庭との連携はとれている。

いじめについては、札幌市のアンケート調査以外に本校独自のアンケートも行い、知り得た事実について共通理解し、速やかな取組に努めてきた。毎年、何件かの事例があり、「いじめはどこでも、誰にでも起こり得るもの」という意識をもって、今後も取り組んでいかなければならない。

中学生の携帯電話、スマートフォンの普及率が上がり、本校においても SNS 等を契機としたトラブルが起きている。これらについての取組も喫緊の課題である。

2 いじめの未然防止の取組について

(1) いじめについての理解

生徒、教職員及び保護者の三者が「いじめ防止基本方針」(以下「学校の基本方針」)を十分に理解して行動できるようにする必要がある。特に、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成していくためにも、三者が「学校の基本方針」の策定に関わるとともに、毎年、その内容を確認していくこととする。

(2) 道徳教育及び「陵陽文化」を柱に据えた生徒の活動の充実

「優しさや思いやりの気持ちの育み」「規範意識の醸成」「自己コントロール」など、豊かな心の育成を進めることが、いじめの未然防止につながる。いじめについて自ら考える機会や学校の姿勢を明確に伝える場、また、安心して生活できる環境づくりを模索する時間を確保するため、学校教育全体で取り組む道徳教育を充実させる。

特に、全校生徒がいじめ撲滅宣言を行う「いじめ撲滅キャンペーン」を生徒会中心に展開し、生徒がいじめについて自ら考えることで、「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」生徒を増やしたい。(共に全国学力・学習状況調査の質問紙による質問)

また、これまで本校は、「あいさつと合唱」の「陵陽文化」の継承と発展に取り組んできている。コミュニケーションの基本ともなるあいさつ、協働で取り組む合

唱は、心の通い合う人間関係を築く素地になり、いじめの未然防止につながる。「陵陽文化」の文言は生徒にも浸透しており、先輩から後輩へ大切にできるよう伝承され、生徒会でも取り組まれていることから、今後も「陵陽文化」を柱に据え、生徒の主體的な活動の充実を図る。

(3) 自己有用感の涵養

相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒は、自分自身も他者から認められた体験のある生徒だと言われている。自己有用感(他者との関係の中で、「自分は役立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感情など)の高い生徒は、“他者をおとしめて自分を相対的に高める必要がない”ため、いじめ行為に走るものが少ないとも言われている。

そこで、本校における教育活動の中で、「自己有用感を高める」ことにつながる活動をしっかりと展開していくことが大切になってくる。

教育活動	自己有用感を高めるための手立てとして考えられること
学級における係活動・当番活動	学級に貢献していることを、学級だよりで報じたり、学期の反省で相互評価させたり、学級MVPを決めたりする。
委員会活動	学年や学校全体に貢献していることを、放送や広報活動で伝えたり、生徒総会で振り返ったりする。
旅行的行事への取組	行事運営のための組織を工夫し、それぞれの生徒に役割を割り振り、その遂行に対しての自己評価・相互評価を行う。
学校祭への取組	学級を離れた集団においても、一人一人の役割を明確にし、それぞれの努力が見える工夫や、達成感を自覚できるような振り返りを取り入れる。
合唱コンクールへの取組	練習をよい方向にリードしている生徒が評価される場面を設定する。
地域との連携活動(花いっぱい運動・とよひらお掃除隊 等)	ボランティア精神をもってまちづくりに参加し、その成果を自ら確認するとともに、広く校内外に発信し地域から評価をいただく。

※教科や道徳の時間にも自己有用感を高める場面は多くあるので、それを生かす必要がある。

本校はこれまで、「行事を通して育てる」を合言葉に実践を進めてきており、調査において「学級協同による達成感を表す数値」は比較的高く出ている。この強みを生かし、行事を通して自己有用感を高めていくことを大切にしている。

3 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 教職員によるいじめの積極的な認知

教職員は、日常の登下校、休み時間、授業等での見守りや教育相談、いじめのアンケート調査によって実態把握を進め、情報の共有、校内研修によるいじめの態様や特質についての研修等を行っている。今後もこれらの努力を続けるとともに、スクールカウンセラーや相談支援パートナーとの連携を密にするなどして、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめのアンケート調査と教育相談の充実

いじめのアンケート調査をもとに迅速な対応ができるよう、適切な時期に教育相談を設定している。今後も、早期解決につなげていく設定とする一方、必要に応じて適宜、教育相談を行う。

さらに、いじめのアンケート調査については、生徒の記載内容や消した跡などについて、複数の教師で見たり、スクールカウンセラーの助言を得たりして読み取りを深め、生徒の内面に迫る努力をしていく。

(3) 速やかな組織的対応【重要】

組織的な対応は、事態を深刻化させずにいじめを早期に解決したり、いじめの再発を防止したりする上で有効である。したがって、いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教員で抱え込まず、教職員一人一人の役割を明確にして組織的な対応をすることが大切である。

「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「札幌市の基本方針」という。)により、原則的には以下のような手順で対応する。

- ①いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ②関係する生徒の保護者との速やかな連携と改善に向けた協力要請
- ③事実関係の確実な把握
- ④再発防止に向けた保護者への対応
- ⑤教育委員会への報告
- ⑥いじめの措置（加害生徒への指導・被害生徒への指導・周りの生徒への指導）
- ⑦いじめの解決

ただ、これらはいくまでも原則であり、生徒の心理的状态等によって、適切に判断して進めていく。特に、被害生徒への配慮を大切にすることが必要である。

※インターネット上のいじめへの対応

インターネットの不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに削除を求めるなどの必要な措置を講じる。生徒に対する情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても必要な啓発活動を行う。

(4) 設置する組織

いじめ防止対策推進法第22条において、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される『組織』を置くものとする」とされている。

本校においては、「いじめ対策委員会」として、以下の構成による組織を置く。

教頭、教務部長、生徒指導部長、各学年主任・副主任、6組代表、養護教諭、
スクールカウンセラー、関係教諭

※目的に応じ、保護者、地域の外部専門者等が加わる。

なお、本委員会の役割は、「札幌市の基本方針」により、次のような内容とする。

- ①いじめの疑いに関わる情報があったときは、情報の迅速な共有、関係生徒への聴取、事実関係の明確化等が速やかに行われるよう緊急に会議を開く。
- ②会議では、関係する保護者と連携し適切な対応ができるよう、指導や支援の体制、対応方針を具体的に定める。
- ③「学校の基本方針」に基づいた取組となっているか検証するとともに、「学校の基本方針」そのものの検証・修正をPDCAサイクルで行う。
- ④いじめや問題行動などに関わる情報を集約し、それらの教職員への共有化を図る。
- ⑤いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。

いじめの相談は、基本的には学級担任が窓口となるが、その情報を素早く委員会で共有することが大切である。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処概要（いじめ防止対策推進法第28条及び第30条）

教育委員会又は学校は、いじめの※重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこととなっている。

※重大事態とは（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

教育委員会又は学校は、上記調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供することとなっている。また、教育委員会は重大事態が発生した旨を市長に報告することとなっており、さらに市長は、必要と認めるときは再調査を行うことができ、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものと定められている。

(2) 重大事態への具体的な手順

- ①重大事態発生の報告（学校→教育委員会→市長）
- ②調査主体の判断（「学校が調査主体」か「教育委員会が調査主体」）
- ③調査の実施
- ④調査結果の提供及び報告
- ⑤再調査及び措置